

# 高松市高等学校等入学準備金貸付制度 についてのお知らせ

高松市には、高等学校等に入学を希望する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に対し、入学準備金を貸付けすることにより、等しく教育を受ける機会を与えることを目的とする入学準備金貸付制度があります。

## 1 貸付申請の条件

- (1) 高松市に住所を有すること
- (2) 高等学校等(高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び特別支援学校の高等部)に入学を希望する生徒の保護者であること
- (3) 入学準備金の調達が困難な方であること
- (4) 連帯保証人(高松市に住所を有し、市民税が課税されており、かつ滞納していない方)があること ※非課税の方は連帯保証人になれませんので、御注意ください。

## 2 貸付内容

- (1) 貸付額(予定)

国・公立学校の場合	10万円以内
私立学校の場合	25万円以内
- (2) 返還方法は、6か月据置きの後、国・公立学校の場合は25か月以内、私立学校の場合は50か月以内の割賦弁済です。(平成30年10月から返還が始まります。  
貸付ですので、必ず返済しなければなりません。納期までに納付のない場合は、本人に督促等の適切な措置を講じます。それでも納付がない場合は、連帯保証人に対しても、督促等の適切な措置を講じます。
- (3) 貸付金は無利子です。
- (4) 予算の関係上、人数に制限があります。

【御希望の方は、学校から申請書類を受け取り、次の方法により手続きを行ってください。】

## 3 申請書類

- (1) 高等学校等入学準備金貸付申請書(様式第1号)
- (2) 家庭調書(様式第2号)
- (3) 申請者の世帯全員の住民票の写し(続柄が記載されているもの)
- (4) 連帯保証人の平成29年度市民税納税証明書(未納は不可)  
※ 「滞納がないことの証明書」は受付できませんので御注意ください。  
※ 申請書の印は、申請者・連帯保証人ともに印鑑登録証明書の実印を押印してください。

- 4 提出期間 平成29年12月11日(月)から平成29年12月22日(金)まで(期限厳守)
- 5 提出先 在学している学校へ提出してください。
- 6 貸付等の通知 3月中旬に在学学校長及び学校を通じて保護者宛に通知します。
- 7 貸付日 公立・私立ともに、平成30年3月末の予定です。
- 8 返還方法 高松市指定金融機関からの口座振替又は納入通知書で納付していただきます。
- 9 留意事項 貸付決定の審査にあたり、保護者の同意を得た上で、平成28年4月2日時点で18歳以上の世帯全員の所得を確認させていただいております。  
未申告の方は、申告が必要となります(無収入の場合を含む)。申告手続きにつきましては、市民税課(電話 839-2233)までお問い合わせください。

お問い合わせ先 高松市教育委員会 学校教育課 入学準備金担当(電話 839-2616)